

人材マネジメントシステム導入事業仕様書

人材マネジメントシステム導入事業(以下、「本業務」という。)の受託者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書(以下、「本仕様書」という。)に定めるところによる。

1 件名

人材マネジメントシステム導入事業

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(月)まで

3 目的

2020年12月25日に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定、同日、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定され、「行政サービスにおけるデジタル技術やデータ活用による住民の利便性向上」、さらには、「デジタル技術やAI等を活用した業務効率化により人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていく」ことが求められている。

本市においても、これらの趣旨を踏まえ、令和5年度～令和7年度の実行期間とした「滝川市DX推進計画(以下、「DX推進計画」という。))」に基づき、DX推進を行っていくこととしている。

本業務は、紙媒体と電子媒体でデータごとに分散している職員情報(職務経験、適正、意向、人事評価、能力等)をデータベース化し一元的に管理することにより、総合的な分析や人事計画の立案を行うほか、適切な人事配置のシミュレーションや、人材育成に向けた研修計画の策定等を実現させるための人材マネジメントシステムの導入について、公募型企画提案方式により最適な事業者を選定するものである。

4 基本概要

(1) システムの導入方式

ア クラウド型の人材マネジメントシステムの導入及び環境構築(導入にかかるデータ移行は、滝川市が利用している内田洋行のe-ActiveStaff人事給与システムから行うことになります)

イ 人材データベースの構築及び支援作業

ウ 人事評価システムの構築及び支援作業

(2) システム導入の目的

ア 職員情報(経歴、意向、評価、研修、スキル等)を人材マネジメントシステムに集約し、それを可視化し一元管理をすることにより、職員の適性、意向、能力等を踏まえた適切な人事配置、人材育成等を実現する。

イ 職員情報の一部(経歴、スキル等)を職員が相互に閲覧できるようにすることで、職員の主体的なキャリア形成の促進、組織の活性化を図る。

ウ 時期や所属毎の職員情報を集計し、可視化することにより、潜在的な課題を発見するとともに組織マネジメントの効率化を図る。

エ 所属の所管業務や各職員が担当する業務を可視化することにより、業務の進捗状況や、スケジュール管理等の業務マネジメントを行う。

5 履行場所

滝川市が指定する場所

詳細については、滝川市と協議の上、実施すること

6 人材マネジメントシステム導入に伴う付属の成果品の提出

受託者は、システムの本格運用が開始される前までに、速やかに人材マネジメントシステム導入に伴う付属の成果品を滝川市に提出すること。

- (1) 操作マニュアル
- (2) 設定内容確認書
- (3) サポート連絡体制図
- (4) 工程表
- (5) 機能一覧
- (6) その他受注者が認めるシステム運用に必要な納品物

※成果物の納品は電子データとする。また納品済みの成果物については、最新版にアップデートしてすべて納品すること。

7 仕様要件

システムに求める機能は、別紙「機能要件確認表」のとおりとする。

なお、機能要件に関しては、全ての項目を実現できなくても企画提案はできるものとする。そのため、標準機能で備えていない場合であっても、記入要領に従い対応区分等を記載すること。機能対応区分については、提案時点で機能を実現しているかで判断すること。

8 情報セキュリティの要件

機密性、秘匿性の高い個人情報を扱うため、下記に示す機能と合わせてセキュリティ要件については特に留意すること。また、受託者は、「機密性」「完全性」及び「可用性」を維持するための対策を講じること。

- (1) 個人情報の保護に関する法律、滝川市個人情報の保護に関する法律施行条例、滝川市情報セキュリティに関する規則及びその他関係法令に準拠していること。
- (2) 本サービスの提供元はプライバシーマークを取得していること。
- (3) 本サービスの提供元はISO27001(クラウドセキュリティ)の認証を取得していること。
- (4) 本サービスの障害時におけるデータ復旧の体制が整っていること
- (5) サービスの監視を常に行い、システム停止などの重度な障害が発生した場合は速やかに通知すること。
- (6) ファイアウォール等を構築し、不要なアクセスは遮断すること。また、一定の仕様中断時間が経過したときには、そのセッションを遮断する機能を有していること。
- (7) 接続元IPアドレス制限ができること。
- (8) 受託者にて定期的(年1回以上)に第三者による脆弱性診断を行い、指摘項目の改修がなされること(費用は受託者にて負担すること。)
- (9) サーバー及びネットワーク機器等は、24時間の監視がなされ、不正侵入や不正利用等が疑われる場合は原因調査・追跡が可能であること。

9 システムの継続性に係る要件

- (1) システム障害を未然に防止するための措置、障害発生を早期発見するための措置について、業務の重

要度に応じた対策を行うこと。

- (2) 本サービスの障害時におけるデータ復旧の体制が整っていること。
- (3) 各構成要素について、故障等を検知した際、クラウドサービスの利用を前提として自動的に予備の環境へ切替える等、適切に冗長化を行い、特定の部分の障害によりシステム全体が停止してしまうような単一障害点を極力排除するよう、設計時に配慮すること。
- (4) 平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、全システム機能の復旧を実施すること。
- (5) バックアップは遠隔地保管を行うこと。
- (6) バックアップの取得間隔は、日次で取得すること。

10 システムの可用性に係る要件

システムの運用については、計画停止を除き、24時間365日サービスを提供できること。

11 使用データセンターに係る要件

- (1) 使用データセンターは日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が日本国内であること。
- (2) 準拠法が国内法であること。
- (3) システムを運用するオペレーションが日本国内で実施されていること。

12 サポート体制の要件

- (1) 平日10時～18時において、電話、メールでの問い合わせに対応できる体制を準備すること
- (2) ユーザに対して事前説明の上、操作マニュアルの改版を提供すること。マニュアルはWebページ上からの参照も可とする。
- (3) 人事給与システムとのデータ連携に関する相談、支援を行うこと。また導入予定の庶務事務システムから提供可能となる時間外実績等のデータの利活用についてもサポートすること。

13 事故の処理

本業務の実施によって生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受託者の責任により誠意をもって解決しなければならない。なお、その原因及び処置について速やかに委託者に報告するものとする。

14 機密情報の管理

委託者及び受託者は本業務に関連して知り得た相手方の技術、生産、財務、営業、販売、その他の業務に関する機密を第三者に対して漏洩、開示してはならない。

15 再委託

- (1) 受託者は本業務の全て又は主たる部分について、再委託を行ってはならない。
- (2) 受託者は、事前又はやむを得ない場合は事後に通知した上で、本契約に基づく委託業務の一部第三者(以下「再委託先」という。)に対し再委託できるものとする。
- (3) 受託者が(1)の再委託を行う場合は、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督の方法等を記載した通知書を滝川市に提出するものとする。
- (4) 受託者は、再委託先に、本契約において受託者が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (5) 受託者は、再委託先に、本契約内容を遵守させなければならない。

16 個人情報の管理

- (1) 受託者は、貸与された個人情報を漏洩及び滅失することのないよう、管理体制を整えるものとする。
- (2) 管理責任者は、貸与された個人情報を漏洩及び滅失することのないよう、適切かつ慎重に取り扱うものとし、業務上個人情報を取り扱う全ての者にこれらを徹底させなければならない。
- (3) 業務上、個人情報を取り扱う場合は、管理責任者の監督の下で行うものとする。
- (4) 受託者は、万が一貸与された個人情報を漏洩及び滅失した場合は、速やかに委託者に報告し、その指示を受けるものとする。
- (5) 受託者は業務の終了後、貸与された個人情報を委託者の指示に基づき速やかに委託者に返還又は消去しなければならない。業務の都合上複写又は複製されたものも同様とする。

17 契約に関する条件等

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。以下同じ)を通じて知り得た情報を秘密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(2) 費用負担

本業務に係る一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。

18 その他

- (1) 受託者は本業務における滝川市の目的の達成その他の施策との整合を図りながら業務を行うこと。
- (2) 本業務に必要な経費(旅費・交通費等)は、委託金額に含まれるものとする。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、滝川市は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) 納期の遅れや仕様に反し、滝川市あるいは第三者に不利益のある場合には誠実に対応すること。
- (5) 本仕様書に定めない事項、疑義等があった場合については、必要に応じて滝川市と協議を行い定めるものとする。